|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 平成２７年　第１０回　国頭村農業委員会総会 | | | | | | | | |
| 招集年月日 | 平成２７年１０月２６日（月）　　午前　９時１５分 | | | | | | | |
| 招集場所 | 国頭村役場　会議室 | | | | | | | |
| 開会時間 | 平成２７年１０月２６日　　午前　９時１５分 | | | | | | | |
| 閉会時間 | 平成２７年１０月２６日　　午前　１２時１０分 | | | | | | | |
| 出席　９名  欠席　　名 | 議席 | | 氏　　　名 | | 出席 | 議席 | 氏　　　名 | 出席 |
| １ | | 宮城　由知 | | ○ | ９ | 上地　和雄 | ○ |
| ２ | | 親川　登 | | ○ | １０ | 宮城　弘 | ○ |
| ３ | | 山城　勇 | | ○ |  |  |  |
| ４ | | 宮城　久宜 | | ○ |  |  |  |
| ５ | | 大西　浩健 | | 辞任 |  |  |  |
| ６ | | 比嘉　美榮子 | | ○ |  |  |  |
| ７ | | 新城　正彦 | | ○ |  |  |  |
| ８ | | 上原　耕造 | | ○ |  |  |  |
| 議事録署名委員 | 議 　長　　　宮　城　　　弘 | | | | | | | |
| １番委員　　宮城　由知 | | | | | ２番委員　　親川　登 | | |
| 職務のために出席した者の氏名 | | | |  | | | | |
| 局長：大田　孝佳　　　農地主事：小橋川　安弘　　　 主事：比嘉　誉 | | | | | | | | |
| その他の出席者 | |  | | | | | | |
|  | | | | | | | | |

【議事日程】

　日程第１：会議録署名委員の指名

　日程第２：会期の決定

　日程第３：諸般の報告

　日程第４：農地法第３条の規定による許可決定について

日程第５：農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農地利用集積計画について

　日程第６：非農地証明願いの許可決定について

　日程第８： 非農地判断基準の制定について

　日程第９： 非農地の決定について

「　農業委員懸賞の読み上げ　」

議　長：皆さんこんにちは。

ただいまから､平成２７年　第１０回　国頭村農業委員会総会を開会致します｡

本日の、全員出席でありますので総会は成立しております。議事日程は、お手

元に配布しておりますので、ご確認ください。

始めに国頭村農業委員会、会議規則13条の規定による会議録署名委員ですが、議長

から指名させていただくことに異議ありませんか。

各委員： (「異議なし」の声あり)

議　長：本日の会議録署名委員は１番、宮城由知　委員と２番、親川　登　委員のお二人を指名致します｡　書記には事務局職員の比嘉を指名致します。

　　　　次に会期の決定についてですが、本日平成27年10月26日の決定で宜しいでしょうか。

各委員： (「異議なし」の声あり)

議　長：異議が無いようなので、本日の日付で会期の決定をいたします。

　　　　続いて諸般の報告をいたします。

　　　　９月２８日　第９回定例総会へ出席

　　　　１０月１０日　やんばるの産業まつりへ出席

これで報告を終わります。

議　長：それでは議事に入ります。

始めに、議案第1号、整理番号1から１６農地法第3条の規定による許可決定につい

てを事務局より説明お願いします

事務局：整理番号１

借り手　糸満市西崎▲丁目▲番▲▲号　農業生産法人●●●●

貸し手　国頭村字奥▲▲▲▲番地▲　農業生産法人●●●●

申請農地　宜名真古波山▲▲▲▲－▲▲▲

台帳地目　畑　現況地目　畑、面積2,961㎡、所有権移転

整理番号２

借り手　糸満市西崎▲丁目▲番▲▲号　農業生産法人●●●●

貸し手　国頭村字奥▲▲▲▲番地▲　農業生産法人●●●●

申請農地　宜名真古波山▲▲▲▲－▲▲▲

台帳地目　畑　現況地目　畑、面積7,946㎡、所有権移転

整理番号３

借り手　糸満市西崎▲丁目▲番▲▲号　農業生産法人●●●●

貸し手　国頭村字奥▲▲▲▲番地▲　農業生産法人●●●●

申請農地　宜名真古波山▲▲▲▲－▲▲▲

台帳地目　畑　現況地目　畑、面積91㎡、所有権移転

整理番号４

借り手　糸満市西崎▲丁目▲番▲▲号　農業生産法人●●●●

貸し手　国頭村字奥▲▲▲▲番地▲　農業生産法人●●●●

申請農地　奥奥山▲▲▲▲－▲▲

台帳地目　畑　現況地目　畑、面積1,980㎡、所有権移転

整理番号５

借り手　糸満市西崎▲丁目▲番▲▲号　農業生産法人●●●●

貸し手　国頭村字奥▲▲▲▲番地▲　農業生産法人●●●●

申請農地　奥奥山▲▲▲▲－▲▲

台帳地目　畑　現況地目　畑、面積108㎡、所有権移転

整理番号６

借り手　糸満市西崎▲丁目▲番▲▲号　農業生産法人●●●●

貸し手　国頭村字鏡地▲▲▲番地　●●●●

申請農地　宜名真古波山▲▲▲▲－▲▲▲

台帳地目　畑　現況地目　畑、面積16,325㎡、所有権移転

整理番号７

借り手　糸満市西崎▲丁目▲番▲▲号　農業生産法人●●●●

貸し手　国頭村字鏡地▲▲▲番地　●●●●

申請農地　宜名真古波山▲▲▲▲－▲▲▲

台帳地目　畑　現況地目　畑、面積3,970㎡、所有権移転

整理番号８

借り手　糸満市西崎▲丁目▲番▲▲号　農業生産法人●●●●

貸し手　国頭村字鏡地▲▲▲番地　●●●●

申請農地　宜名真古波山▲▲▲▲－▲▲▲

台帳地目　畑　現況地目　畑、面積16,937㎡、所有権移転

整理番号９

借り手　糸満市西崎▲丁目▲番▲▲号　農業生産法人●●●●

貸し手　国頭村字鏡地▲▲▲番地　●●●●

申請農地　宜名真古波山▲▲▲▲－▲▲▲

台帳地目　畑　現況地目　畑、面積3,972㎡、所有権移転

整理番号10

借り手　糸満市西崎▲丁目▲番▲▲号　農業生産法人●●●●

貸し手　国頭村字鏡地▲▲▲番地　●●●●

申請農地　宜名真古波山▲▲▲▲－▲▲▲

台帳地目　畑　現況地目　畑、面積230㎡、所有権移転

整理番号11

借り手　糸満市西崎▲丁目▲番▲▲号　農業生産法人●●●●

貸し手　国頭村字鏡地▲▲▲番地　●●●●

申請農地　宜名真古波山▲▲▲▲－▲▲▲

台帳地目　畑　現況地目　畑、面積8,334㎡、所有権移転

整理番号12

借り手　糸満市西崎▲丁目▲番▲▲号　農業生産法人●●●●

貸し手　国頭村字鏡地▲▲▲番地　●●●●

申請農地　奥奥山▲▲▲▲－▲▲

台帳地目　畑　現況地目　畑、面積793㎡、所有権移転

整理番号13

借り手　糸満市西崎▲丁目▲番▲▲号　農業生産法人●●●●

貸し手　国頭村字鏡地▲▲▲番地　●●●●

申請農地　奥奥山▲▲▲▲－▲▲

台帳地目　畑　現況地目　畑、面積2,472㎡、所有権移転

整理番号14

借り手　糸満市西崎▲丁目▲番▲▲号　農業生産法人●●●●

貸し手　国頭村字鏡地▲▲▲番地　●●●●

申請農地　奥奥山▲▲▲▲－▲▲

台帳地目　畑　現況地目　畑、面積1,467㎡、所有権移転

整理番号15

借り手　糸満市西崎▲丁目▲番▲▲号　農業生産法人●●●●

貸し手　国頭村字鏡地▲▲▲番地　●●●●

申請農地　奥奥山▲▲▲▲－▲▲

台帳地目　畑　現況地目　畑、面積1,839㎡、所有権移転

整理番号16

借り手　糸満市西崎▲丁目▲番▲▲号　農業生産法人●●●●

貸し手　国頭村字鏡地▲▲▲番地　●●●●

申請農地　奥奥山▲▲▲▲－▲▲

台帳地目　畑　現況地目　畑、面積1,324㎡、所有権移転

牧草を予定しております。

議　長：事務局より説明が終わりましたが、補足、質疑等はございませんか。

９　番：先ほど説明がありました議案第１号ですが、宜名真９筆、奥７筆を１０月２０日午後

　　　　より６番委員・事務局職員と現地確認へ行きました。今日総会前に、全員で確認をし

　　　　ました通り、管理していただければ助かると思います。以上です。

議　長：他に御座いませんか。

議　長：休憩致します。

～休憩～

～再開～

議　長：質疑等がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第１号、整理番号１から16について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手お願いします。

委　員：　（全員挙手）

議　長：全員賛成でありますので、議案第１号、整理番号１から16については、原案のとおり決定いたしました。

　　　　続いて議案第2号、整理番号１から４農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について事務局より説明お願いします。

事務局：整理番号１

借り手　国頭村字辺戸▲▲番地　●●●●　■■歳

貸し手　国頭村字宜名真▲▲▲番地　●●●●　■■歳

申請農地　辺戸繁多原▲▲▲

台帳地目　畑　現況地目　畑、面積962㎡、使用貸借、4年5カ月契約

規模拡大でサトウキビを予定しております。

整理番号２

借り手　国頭村字辺戸▲▲番地　●●●●　■■歳

貸し手　国頭村字辺土名▲▲▲番地　●●●●　■■歳

申請農地　辺戸繁多原▲▲▲

台帳地目　畑　現況地目　畑、面積923㎡、使用貸借、4年5カ月契約

規模拡大でサトウキビを予定しております。

整理番号３

借り手　国頭村字辺戸▲▲番地　●●●●　■■歳

貸し手　国頭村字辺戸▲▲番地　●●●●　■■歳

申請農地　辺戸繁多原▲▲▲

台帳地目　畑　現況地目　畑、面積588㎡、使用貸借、4年5カ月契約

規模拡大でサトウキビを予定しております。

整理番号４

借り手　国頭村字辺戸▲▲番地　●●●●　■■歳

貸し手　国頭村字辺戸▲▲番地　●●●●　■■歳

申請農地　辺戸繁多原▲▲▲

台帳地目　畑　現況地目　畑、面積551㎡、使用貸借、4年5カ月契約

規模拡大でサトウキビを予定しております。

議　長：事務局より説明が終わりましたが、補足、質疑等はございませんか。

９　番：去った１０月２０日午後、整理番号１から１３までを事務局職員と現地確認へ行きま

　　　　した。皆さんも写真を見られたかと思いますが、すばらしい管理をされております。

　　　　そして、事務局からも説明のあった通り、猪垣を今申し込んでいる所であります。よ

ろしくお願いします。

議　長：他に御座いますか。

議　長：質疑等がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第２号、整理番号１から４について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手お願いします。

委　員：　（全員挙手）

議　長：全員賛成でありますので、議案第２号、整理番号１から４については、原案のとおり決定いたしました。

同じく整理番号５から１０について事務局より説明お願いします。

事務局：整理番号５

借り手　国頭村字辺戸▲▲番地　●●●●　■■歳

貸し手　国頭村字辺戸▲▲番地　●●●●　■■歳

申請農地　辺戸繁多原▲▲▲

台帳地目　畑　現況地目　畑、面積1,295㎡、使用貸借、4年5カ月契約

整理番号６

借り手　国頭村字辺戸▲▲番地　●●●●　■■歳

貸し手　国頭村字辺戸▲▲▲番地　●●●●　■■歳

申請農地　辺戸繁多原▲▲▲

台帳地目　畑　現況地目　畑、面積301㎡、使用貸借、4年5カ月契約

整理番号７

借り手　国頭村字辺戸▲▲番地　●●●●　■■歳

貸し手　国頭村字宜名真▲▲番地　●●●●　■■歳

申請農地　辺戸繁多原▲▲▲

台帳地目　畑　現況地目　畑、面積987㎡、使用貸借、4年5カ月契約

整理番号８

借り手　国頭村字辺戸▲▲番地　●●●●　■■歳

貸し手　名護市為又▲▲▲番地　▲●●●●　■■歳

申請農地　辺戸繁多原▲▲▲－▲

台帳地目　畑　現況地目　畑、面積366㎡、使用貸借、4年5カ月契約

整理番号９

借り手　国頭村字辺戸▲▲番地　●●●●　■■歳

貸し手　国頭村字辺戸▲▲番地　●●●●　■■歳

申請農地　辺戸繁多原▲▲▲

台帳地目　畑　現況地目　畑、面積360㎡、使用貸借、4年5カ月契約

整理番号10

借り手　国頭村字辺戸▲▲番地　●●●●　■■歳

貸し手　国頭村字辺戸▲▲番地　●●●●　■■歳

申請農地　辺戸繁多原▲▲▲

台帳地目　畑　現況地目　畑、面積980㎡、使用貸借、4年5カ月契約

規模拡大でサトウキビを予定しております

議　長：事務局より説明が終わりましたが、補足、質疑等はございませんか。

８　番：整理番号８の貸し手の名前は、●●●●と読みます。

議　長：他に御座いませんか。

９　番：先ほど申し上げた通りでございます。よろしくお願いします。

議　長：他に御座いませんか。

議　長：質疑等がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第２号、整理番号５から１０について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手お願いします。

委　員：　（全員挙手）

議　長：全員賛成でありますので、議案第２号、整理番号５から１０については、原案のとおり決定いたしました。

同じく整理番号１１を事務局よりお願いします。

整理番号１１

借り手　国頭村字辺戸▲▲▲番地　●●●●　■■歳

貸し手　名護市字大南▲－▲－▲番地　●●●●　■■歳

申請農地　辺戸繁多原▲▲▲－▲

台帳地目　畑　現況地目　畑、面積1,042㎡、使用貸借権、

4年5カ月契約、規模拡大でサトウキビの予定です。

議　長：事務局より説明が終わりましたが、補足、質疑等はございませんか。

９　番：こちらも先ほど申し上げた通りでございます。よろしくお願いします。

議　長：他に御座いませんか。

議　長：質疑等がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第２号、整理番号１１について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手お願いします。

委　員：　（全員挙手）

議　長：全員賛成でありますので、議案第２号、整理番号１１については、原案のとおり決定いたしました。

同じく整理番号１２、１３について事務局より説明お願いします。

事務局：整理番号12

借り手　国頭村字宜名真▲▲▲番地　●●●●　■■歳

貸し手　国頭村字宜名真▲▲▲番地　●●●●　■■歳

申請農地　宜名真後山原▲▲▲▲

台帳地目　畑　現況地目　畑、面積707㎡、使用貸借権、4年5か月

整理番号13

借り手　国頭村字宜名真▲▲▲番地　●●●●　■■歳

貸し手　国頭村字安田▲▲▲番地　●●●●　■■歳

申請農地　宜名真後山原▲▲▲▲

台帳地目　畑　現況地目　畑、面積937㎡、使用貸借権、4年5か月

規模拡大でサトウキビを予定しております。

議　長：事務局より説明が終わりましたが、補足、質疑等はございませんか。

９　番：こちらも先ほど申し上げた通りでございます。整理番号１１までは、繁多原でしたけ

れども今回は後山原となっております。よろしくお願いします。

議　長：他に御座いませんか。

議　長：質疑等がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第２号、整理番号12,13について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手お願いします。

委　員：　（全員挙手）

議　長：全員賛成でありますので、議案第２号、整理番号12,13については、原案のとおり決定いたしました。

同じく整理番号14について事務局より説明お願いします。

事務局：整理番号14

借り手　国頭村字安波▲▲▲番地　●●●●　■■歳

貸し手　国頭村字安波▲▲▲番地　●●●●　■■歳

申請農地　安波川瀬原▲▲▲▲－▲▲

台帳地目　畑　現況地目　畑、面積12,279㎡、使用貸借権、4年5か月

契約更新で果樹、野菜をしております。

議　長：事務局より説明が終わりましたが、補足、質疑等はございませんか。

７　番：担当から補足説明致します。１０月２０日主事と現地確認へ行きました。主な作物は、

　　　　野菜を中心に作付されておりました。契約更新ですので、よろしくお願いします。

議　長：他に御座いませんか。

議　長：質疑等がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第２号、整理番号14について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手お願いします。

委　員：　（全員挙手）

議　長：全員賛成でありますので、議案第２号、整理番号14については、原案のとおり決定いたしました。

同じく整理番号15について事務局より説明お願いします。

事務局：整理番号15

借り手　宜野湾市我如古▲－▲―▲▲番地　●●●●　■■歳

貸し手　国頭村字安田▲▲▲番地　●●●●　■■歳

申請農地　安田福地原▲▲▲▲－▲▲▲

台帳地目　畑　現況地目　畑、面積1,950㎡、使用貸借権、4年5か月

契約更新で野菜をしております。

議　長：事務局より説明が終わりましたが、補足、質疑等はございませんか。

７　番：こちらも１０月２０日に現地確認へ行きました。らっきょを植え付けする予定で、畑

はもう作付出来る様に整備されておりました。契約更新ですので、よろしくお願いし

ます。

議　長：他に御座いませんか。

９　番：この写真を見る限りでは、葉野菜が植えられている様な感じがするのですが。

７　番：これは草です。

９　番：わかりました。

議　長：他に御座いませんか。

議　長：質疑等がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第２号、整理番号15について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手お願いします。

委　員：　（全員挙手）

議　長：全員賛成でありますので、議案第２号、整理番号15については、原案のとおり決定いたしました。

　　　　続いて議案第３号、整理番号１非農地証明願いの許可決定について事務局からの説明お願いします。

事務局：整理番号１

　　　　申請者　●●●●　糸満市西崎町▲丁目▲▲▲番▲▲

　　　　申請地　半地半地原▲▲▲－▲　面積163㎡

　　　　台帳地目　畑

議　長：事務局より説明が終わりましたが、補足、質疑等はございませんか。

２　番：先日、会長と事務局職員と現地確認へ行きました。見てわかる通り、墓地に囲まれた

　　　　土地で農業は出来ない状況にありますのでよろしくお願いします。

議　長：他に御座いませんか。

議　長：質疑等がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第３号、整理番号１について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手お願いします。

委　員：　（全員挙手）

議　長：全員賛成でありますので、議案第３号、整理番号１については、原案のとおり決定いたしました。

　　　　続いて、議案第4号非農地判断基準の制定の承認について事務局より説明お願いします。

事務局：今回の件は、今年度の利用状況調査により非農地通知を行い台帳整理また守るべく農地の明確化を図るため「荒廃農地調査要領」、「運用通知第４（３）のア、イ」及び「農地法関係事務処理の手引き第１５章現況証明・非農地証明取扱要領」に基づき（案）を作成しております。

　　　　本来、非農地であるかどうかについては「運用通知第４（３）のア、イ」を根拠に判断していきますが、内容の幅が大きいので具体的な事例または他市町村の資料等を参考に状況を分かりやすくイメージできるようにるるため当案を上げています。

　　　　「内容説明」

今後の利用状況調査での遊休農地対策の判断材料としても考えていますのでご検討

宜しくお願いします。以上です。

議　長：休憩します。

～休憩～

～再開～

議　長：説明が終わりましたが、質疑応答はありませんか。

１　番：追加案件が出た場合、追加があるとの文書も入れたほうが良いのではないでしょうか。

事務局：追加で入れたいと思います。

議　長：質疑等がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第４号、について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手お願いします。

委　員：　（全員挙手）

議　長：全員賛成でありますので、議案第４号、については、原案のとおり承認いたしました。

　　　　続いて、議案第5号非農地の決定について事務局より説明お願いします。

事務局：今回の案件は、先日行った利用状況調査のパトロールで現地確認を行った場所であり

ます。位置図にもあります通り、海岸、河川に隣接した場所で、水はけも悪く、毎年

の台風接近等で塩害が著しい場所である為、営農継続が極めて困難な場所と判断し、

総会での決定後、関係機関に「非農地一覧表」、所有者に「非農

地通知書」を送付する予定です。

議　長：説明が終わりましたが、質疑応答はありませんか。

９　番：これは、非農地通知書が証明となる訳ですか。

事務局：そうですね。総会にて非農地の決定後、こちらから関係機関の県と法務局・市町村の

　　　　住民課辺りに非農地一覧表をまとめて報告致します。もちろん所有者の方にも通知書

を送付致します。そして、所有者様がこの通知書を受け取って法務局に持って行けば、

そのまま非農地証明という形になります。

２　番：所有者側から農業委員会から送られてきた非農地書を法務局に持って行けば、非農地

として取扱いしてくれると言う事ですね。

事務局：そうですね。我々が今、いつもやっている非農地証明は一筆一筆証明していますが、

今回はまとめて証明しましたという事になります。

議　長：休憩します。

～休憩～

～再開～

議　長：他に御座いませんか。

議　長：質疑等がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第５号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手お願いします。

委　員：　（全員挙手）

議　長：全員賛成でありますので、議案第５号については、原案のとおり決定いたしました。

議　長：これをもちまして平成２７年、第１０回定例総会を閉会いたします。

おつかれ様でした。

閉会　　　１２時　　　　１０分

　　　　　　会　　　　　長　　●●● ●●●　　　　　　印

　　　　　　議事録署名委員　　●●● ●●●　　　　　　印

　　　　　　議事録署名委員　　●●●　●●●　　　　　　印